

枯れ草を燃えないようにする

冬も近づいてくると草が枯れて、野火の心配が増す。取り分け、大都市近郊では宅地用の分譲地、あるいは宅地向けに耕作を放棄してしまった農地などが、住宅と入り交って存在し、大都市近郊の市町村は防火防犯上の頭痛の種となっている。そのためこれらの市町村では条令で雑草の管理を土地の所有者に義務付け、自主的にこれを行うか、市町村にこれを依頼するような仕組みになっている所がある。ところが某市の例によるとこの依頼費が m^2 当たり50円と定められている。 m^2 50円だと200 m^2 で1万円になる。また自主的に行なう場合には予め消防署に連絡を取り、消防車の出動を待って刈った草を焼くことになっている。

一方近ごろ方々の会社では社宅を建てるのをやめて、建築に必要な資金を貸すか、あるいはそのため借りた金の金利の一部を補助して、努めて自分の家を建てさせる方針をとっているところが出て来た。しかしその金額にも限度があるので、多くの人はず土地を買い、暫くして金の融通の出来た時、家を建てようというのが普通である。そうすればその間、この空地となつて、 m^2 50円の管理費を払わなければならないことになる。近郊に家を建てるとなればせめて60坪、すなわち200 m^2 ぐらひは欲しいものである。そうすれば年1万円の管理費を払わなければならない。

私はかつて枯草剤で、草が枯れた後燃えないようになってしまふ薬が欲しいものだと言うことをある雑誌に書いたことがある。今度は冬になって枯れた草でも何でも、火がつかなくなつて、しかもバタバタと折れてしまふような薬の工夫はできないものか、切に希望したくなる。

目 次

園芸作物に対する生長調節物質の利用(2)
一欧米における研究の側面をみて一……2
鹿児島大学農学部助教授

岩 堀 修 一

除草剤散布機について……………10
農業機械化研究所

武 長 孝

昭和45年度秋冬作、昭和46年度
春夏作芝関係除草剤・生育調節剤

試験成績概要……………15

I. 昭和45年度秋冬作関係除草剤…16

II-1. 昭和46年度春夏作関係

除草剤……………17

II-2. 昭和46年度春夏作関係

生育調節剤……………20

新登録除草剤一覧……………21

新登録生育調節剤一覧……………22

新除草調節剤

NTN-5006除草剤……………23

NIP除草剤……………23

IPC除草剤……………24

しかもそれが衣服について汚れたり、破れたり、皮膚について人体毒性を起こしたり、水に流れて水質汚濁、庭の草や木に悪影響を及ぼさないものとなると、なかなかそうたやすく出来ないかも知れない。

(日本植物調節剤研究協会会長 河 田 党)